

第5回岐阜地方裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成17年5月31日（火）午後1時30分
- 2 開催場所 岐阜地方裁判所大会議室
- 3 出席委員 梅本美奈子委員，久世須磨子委員，杉山雅委員，鈴木雅雄委員，土屋哲夫委員，西尾敏正委員，三宅俊一郎委員，三輪聖子委員，村越美樹子委員，六川今日子委員（五十音順）
(事務担当) 岐阜地方裁判所事務局長池上邦久，同総務課長村瀬賢治，同総務課課長補佐城殿潔，岐阜地方裁判所刑事首席書記官堀部林，同刑事訟廷管理官高橋克郎
- 4 議事内容
 - (1) 委員長の選任
三宅俊一郎委員（岐阜地方裁判所長）を委員長とする。
 - (2) 委員長代理の指名
土屋哲夫委員（岐阜地方裁判所裁判官）を委員長代理に指名する。
 - (3) 委員長あいさつ
 - (4) 前回の委員会で提示された意見に対する裁判所側からの説明・回答
 - ア 「おれおれ詐欺等に対する注意を呼びかける方策について，例えば，ポスター（行政機関等が作成したもの）を掲示する等の方法を検討してもらえないか。」との意見について
(裁判所) おれおれ詐欺等架空請求の被害に関する注意を呼びかけるポスターについては，岐阜県防犯協会及び岐阜県警察作成のものを岐阜簡裁の窓口に掲示した。また，裁判所の名を語った不当請求についての相談に当たっては，安易に指定の連絡先に連絡しないことや，警察や消費生活センターへの相談を教示できるよう，窓口担当の職員を指導している。
 - イ 「簡裁窓口において，オープンカウンターによる相談しやすい雰囲気を持しながらも，隣の相談者と視線を合わさずに済むような衝立等の設置を検討してもらえないか。」との意見について

(裁判所) 来庁者のプライバシーを保護するため、岐阜簡裁の窓口カウンターに仕切りを設置した。あまり圧迫感のあるものだと、相談しやすい雰囲気が増えるため、アクリル板(磨りガラス風)による仕切りとした。これにより、座った状態で、相談者がお互いに隣の相談者の顔や机上の書類が容易に見られない状態となった。

(5) 裁判員制度について

ア 裁判員制度の概要説明(土屋哲夫委員)

イ 裁判員裁判の模擬裁判ビデオの視聴

ウ 裁判員制度に関する委員の意見、感想、質問等

- 日本人の性質として、自分の意見をはっきり言うことに慣れておらず、人の意見に流される傾向があると思われ、刑事裁判で「人を裁く」場面で、裁判員が自分の意見を果たしてはっきり言えるかという問題がある。若い世代を中心に、自分の意見をはっきり言えるような教育が必要となる。法務省のみでなく、他の省庁とも連携して長い目で見ていく必要があると思う。
- 大変な制度が始まるんだなという印象である。国民の義務になっている割にはまだ国民にあまり周知されていない。7割の国民が自分は裁判員になりたくないというアンケート調査がある。国民の義務であるなら、国民が率先して参加していけるように工夫していく必要がある。国民1人1人に制度を知ってもらうのはかなり大変なことだと思う。
- ビデオを見て、本当に自分が参加したら的確な判断ができるか難しいということを感じた。国民は、「裁判員制度」という言葉自体は知っていても、制度の内容が理解されていない。新しく成人になった人も、選挙権を持つことは意識していても、裁判員に選ばれるという意識は持っていないのではないかとと思われる。制度の内容を理解してもらえそうな広報活動と教育現場での教育を徹底してやる必要がある。
- 報道関係者として取材した者は、裁判員として不適格になるのか。

(裁判所) 弁護士や検察官の意見を聴いた上で裁判所が判断することに

なろうが、どの程度、事件に関与したか、情報を持ったかによるから、一概には言えない問題である。

- 一般の国民にとって、人を裁くということの心理的負担は想像以上に大きい。負担をできるだけ軽くする手だてを考えないと、制度が根付かないと思う。制度の趣旨が国民の意見を吸い上げるものといっても、実際には、事実の認定などは国民には難しいように思う。社会的訓練を積み重ねるしかないであろう。また、量刑の問題にしても、量刑としての相場があればいいが、例えば、懲役6年だといっても、どういう根拠で6年なのかということについて、合理的に納得できるのかという問題もある。また、参加する側としては、仕事の関係もあるので、審理の予定日数を説明していただく必要がある。
- マスコミに大きく報道された事件については、報道により裁判員が予断を持って裁判に臨み、それに影響されるのではないかとすることを危惧している。公判前にきちんと争点等を整理するといっても、検察官は捜査権があるからよいが、弁護人にとっては厳しいものがある。ビジュアル的に裁判員にインパクトを与えるなどの法廷技術が必要になると思うし、分かりやすい裁判にする必要がある。裁判員は、検察官立証で有罪とってしまったものを、弁護人が無罪に持っていくのは難しい面がある。また、裁判官3人、裁判員6人だと、裁判官の意見に裁判員が引っ張られるのではないかと危惧がある。
- 制度の趣旨や必要性はパンフレットで分かるが、国民の不安はかなり大きいと思う。制度の趣旨が法律の専門家でない人の感覚を裁判に反映させることだといっても、その「感覚」がいったいどういうものなのかイメージしづらい。もう少しかみ砕いて国民に説明する必要がある。そうしないと、裁判官という法律専門家の前で、裁判員がなかなか主体的に意見を言えず、裁判官の感覚に流されていくおそれもある。
- 制度を知らない人がまだ多いと思うので、周知させていく必要がある。裁判所の法廷の様子を示した記事が前に新聞に出たことがあるが、裁判所の中のことが国民には分からないので、これからも何らかの形で示していく必要がある。国民が裁判に参加していくことを通じて、例えば、児童虐

待事件等の事件をもっと身近に感じられる良い機会になり，それが人権尊重につながっていけばと期待している。

- 国民に対して，何故にこのような制度が始まるのかという説明がない。裁判員制度のキャッチフレーズ募集のチラシを今日もらったが，この募集自体があまり国民に知られていないと思う。これなどはとても良い企画だと思うので，もう少しPRの仕方を工夫したらどうかと思う。

- 欠格事由がある者が候補者に選ばれた場合，裁判所に来てから除外されることになるのか。

(裁判所) 具体的な手続の運用はこれから検討されることになる。

- 最終的には裁判員は6人になるが，候補者として選ばれるのは何人くらいか。事件によって違いがあるのか。

(裁判所) 人数には決まりがないので，事件ごとに必要な人数を確保できるように，選定作業を見越して，例えば，30人とか，50人とか余裕を持ってクジで選ぶことになる。具体的な手続の運用はこれから検討されることになる。

- 裁判員を選ぶ際に誰がどのようにクジを引くかとか，裁判員がどのような過程を経て選ばれていくかという点で，透明性のある手続が行われるのか。

(裁判所) 公平性を保った状態で無作為にクジを引くこととなる。

エ 裁判所が行っている裁判員制度広報活動の現状説明

- 1 各裁判所(管内の支部や簡裁を含む)の玄関ロビーに裁判員制度のポスターを掲示するとともに，市町村役場や公共施設に同ポスターの掲示依頼をしている。また，そのポスターのイラストを利用したクリアファイルを，法の日週間等の行事で，大型スーパーで配布したこともある。
- 2 総務課を通じて申込みがあった法廷見学者に対しては，裁判員制度の説明も併せて行っている。
- 3 最高裁のホームページ(岐阜地裁のホームページからもリンクできる)に，裁判員制度の概要について，分かりやすく説明したコーナーを設けている。

- 4 裁判所で用いる封筒の表に「裁判員制度が始まります」というフレーズを入れている。
- 5 中学校で行われた裁判員制度の可否についてのディベートに裁判官を派遣したり、聾学校における模擬裁判と出張講義に裁判官を派遣している。また、裁判所職員が外部機関に講師として赴く際に、総務課長が同行して、裁判員制度の説明を行っている。

オ 裁判員制度の趣旨，内容を国民により周知させる方策に関する委員の意見等

- 市民参加型の裁判員模擬裁判を実施する計画はあるか。
(裁判所) 必要と考えており、今後実施を検討していくことになる。
- 職場や学校等への出前講義を充実させてはどうか。
(裁判所) すべての要望には対応できないかもしれないが、今後充実させていきたい。
- キャッチフレーズ募集等のような企画は、例えば、連合自治会長や単位自治会長に協力依頼して、自治会組織を活用すれば、家庭のすみずみまで届くのではないか。
- ポスターを掲示する場所も、裁判所玄関ロビーや公共施設は余り目立たないし、見る人が限られている。もっと人が集まる駅とかスーパーに掲示してはどうか。
(裁判所) ポスター掲示については、公共施設以外の民間の施設に対しても、掲示の依頼はしているが、断られているのが現状である。
- 裁判所には、通行人の目に触れる場所に事件関係の書類を貼る掲示板があるから、そこにポスターを掲示したらどうか。
(裁判所) 広報効果は大きいと思われるので、検討したい。
- キャッチフレーズ募集の呼びかけは、教育委員会と連携して、学校の先生を通じて生徒に持ち帰らせる方法もあるのではないか。教育現場で先生が教材として使用することも考えられる。
- 政府公報のように全国紙に掲載すれば効果があると思う。
- 法教育を通じて国民が関心を持つことにより、おれおれ詐欺等の被害を防止することにもつながると思う。

(6) 前回の委員会で留保した事項についての裁判所側からの説明・回答等

ア 「委員の一部について公募にすることができないか。」との意見について
(裁判所) 法曹三者以外の委員については、できるだけ幅広い観点から意見交換が可能となるよう、各種団体からの推薦を受けて選任しているため、今後とも、そのような観点から、推薦を受ける団体について工夫をしていきたいと考えている。

イ 「委員が1年で交代するのは望ましくない。」との意見について
(裁判所) 委員は、官職を具体的に指定して推薦を依頼しているのではなく、実務経験などを踏まえた適切な発言が期待できる方を推薦いただくようお願いしているし、委員会で意見を深めていくためには、短期間で委員が交代しない方が望ましいことから、委員に任期途中で異動があった場合には、例えば、県外に異動するなどのやむを得ない事情がなければ、原則として引き続き委員をお願いしたいと考えている。

ウ 上記説明に関連した委員の意見

○ せっかく議論が深まってきたので、今度任期が来る委員もそのまま引き続いて再任してはどうか。

(裁判所) 本来、広く国民の意見を取り入れることをその目的としている地裁委員会においては、固定された委員よりも多くの方に委員になってもらうことが望ましいと考えられることから、任期終了に伴い新たな委員を選任することが委員会設置の趣旨に沿うものと考えられる。委員が双方向の意見交換を通じて裁判所の全体像を理解し、その上でさらに有意な意見を述べるようになるには、ある程度の任期が必要であるとの観点も含め、その任期は2年と定められたものと承知している。なお、例外的に再任を相当とするような特別な事情がある方については、弾力的に考慮していきたい。

○ 委員としての任期を終えるのであれば、後任の方に対して従前の引継ぎをしっかりとやってもらいたい。

(裁判所) 後任の委員に対しては、これまでの委員会の議事概要等、必要な資料を配布して説明したいと考えている。

(7) 次回の委員会のテーマ

「国民に分かりやすい裁判」

(8) 次回開催日

追って調整する。